

法政大学資格課程主催

科研費シンポジウム

『博物館の持続可能なコレクション管理 ―選択と責任の新たな枠組み―』

主催：法政大学資格課程

後援：公益財団法人日本博物館協会

全日本博物館学会

日本ミュージアム・マネジメント学会

日本展示学会

全国大学博物館学講座協議会

開催日時：2026年1月24日（土）13時30分～17時30分

場所：法政大学市ヶ谷キャンパス 外濠校舎2階 S205教室

目次

総合司会：田中裕二（静岡文化芸術大学文化政策学部准教授）

開会挨拶・問題提起

博物館の持続可能なコレクション管理 ―選択と責任の新たな枠組み―

金山喜昭（法政大学名誉教授）

第1部：理論的基盤

博物館の社会的責任とコレクション管理の倫理

半田昌之（公益財団法人日本博物館協会専務理事）

有形の民俗資料（民具）の保存・継承 ―自治体によるコレクション管理の現状と今後の展望―

今石みぎわ（独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所主任研究員）

収蔵資料の処分の実態とコレクション管理の課題について ―公立博物館アンケート調査結果より―

石川貴敏（法政大学兼任講師）

第2部：実践報告

奈良県立民俗博物館 ―持続可能な収蔵コレクション管理に向けた取り組み―

高橋史弥（奈良県立民俗博物館主任学芸員）

民俗資料の廃棄保留と博物館の説明責任 ―山梨県立博物館の事例から―

丸尾依子（山梨県立博物館学芸員）

氷見市立博物館 ―収蔵庫問題解決への取り組み―

大野究（氷見市立博物館主任学芸員）

地域のコミュニティとの連携と協働 ―都留市尾県郷土資料館での実践から―

森屋雅幸（法政大学キャリアデザイン学部准教授）

第3部：パネルディスカッション

進行役：田中裕二

登壇者：金山喜昭・半田昌之・今石みぎわ・石川貴敏・高橋史弥・丸尾依子・大野究・森屋雅幸

* 本シンポジウムは、科研費基盤研究（C 一般）「博物館収蔵資料の保管と活用に向けた調査研究」（課題番号 22K01019、研究代表者：金山喜昭）の助成によるものです。

「博物館の持続可能なコレクション管理—選択と責任の新たな枠組み—」
問題提起

金山喜昭(法政大学)

1. 収蔵庫問題の現状と複合的危機

2022年度に実施した全国調査によれば、日本の公立博物館の75%が収蔵庫の空きスペースがほとんどない、あるいは全くない状態にある。この物理的制約により、新たな資料を収集できず、博物館の収集機能が事実上停止している。このままでは博物館はその本来の機能を喪失し、単なる倉庫と化してしまいかねない。

しかし問題の本質は、単なる物理的限界にとどまらない。自治体財政の逼迫による維持管理費の削減、施設の老朽化が進行する中で、「なぜ使わない資料を保管し続けるのか」という根本的な問いが自治体内部から投げかけられている。この状況において、博物館の収蔵機能そのものが問われている。この問いには、素朴な疑問という側面と、博物館の存在意義そのものへの疑義という、二つの意味が込められている。

2022年の博物館法改正により、博物館の社会的役割は「社会教育機関」から「文化観光の推進」へと重心が移動した。この変化は、「観光資源」として価値あるもの、「見栄えのするもの」への注目を高める一方で、地道な調査研究や資料保管といった基盤的活動への理解を希薄化させる懸念がある。収蔵庫問題とは、博物館がコレクションを恒久的に保管するという使命に対する、博物館をめぐる複合的な危機の表れといえる。

2. なぜ有形民俗資料(民具)を取り上げるのか

本シンポジウムでは、博物館資料の中でも特に有形民俗資料(民具)に焦点を当てる。高度経済成長期の急速な生活様式の変化の中で、多くの博物館が「消えゆく生活文化を記録する」という使命感のもと、大量の民具を収集してきた。その結果、民具は全国の博物館において収蔵スペース問題が最も深刻化している分野の一つとなっており、その収蔵の在り方が問われている。

本シンポジウムの目的は、決して民具の処分を促すものではない。あくまでも資料を確実に未来へ継承するための専門的判断の枠組みを、民具を事例として構築することにある。博物館に収蔵される民具は、同種・同型の資料が複数収蔵されている場合が少なくない。特に大量収集が行われた時期には、来歴・製作地・使用者・使用状況などの基礎的情報が十分に記録されないまま受け入れられた資料も存在する。こうした状況において、既存の収蔵資料の個別性を改めて調査・評価し、収蔵資料全体の体系性と学術的価値を維持しながら、持続可能なコレクション管理を実現するための専門的判断の枠組みが求められている。こうした民具での検討は、他分野の資料管理にも応用可能な知見を提供するであろう。

3. 「選択と責任」という枠組み

持続可能なコレクション管理を実現するためには、「選択」と「責任」という二つの概念

が重要となる。

「選択」とは、限られた経営資源の中で何を優先的に保存するかを決定することである。これは決して安易な判断であってはならない。資料の歴史的価値、学術的意義、地域性、希少性、保存状態など、多様な観点から総合的に評価する専門的能力が求められる。

そして「責任」とは、その選択について社会に対して説明する義務である。なぜこの資料を保管するのか、なぜ処分せざるを得ないのか——その判断根拠を明確に示し、透明性を確保することが不可欠である。

イギリスにおけるパブリック・トラスト(公共信託)の概念は、博物館が資料を「預かる」という意識を示すものであり、資料は博物館のものではなく社会全体の財産であるという認識に基づいている。この考え方のもとでは、資料の管理について厳格な倫理基準と手続きが求められる。

日本においても、このような考え方を根付かせていく必要がある。博物館は資料の「所有者」ではなく「管理者」であり、将来世代への「継承者」である。この認識のもとで、持続可能なコレクション管理の枠組みを構築していかなければならない。

4 本シンポジウムの構成と目的

本シンポジウムの目的は、答えを出すことではなく、問いを共有し議論の土台を築くことにある。持続可能なコレクション管理とは何か、専門性に基づく価値評価とはどのようなものか、除籍や処分を含む判断をどのような手続きと基準で行うべきか、そしてそれらについて社会にどう説明していくのか——これらの問いに対して、本日の報告とディスカッションが一つの方向性を示すことを期待したい。

なお、本シンポジウムは、各館の収蔵管理の現状を客観的に共有し、今後の持続可能な管理方策を建設的に議論することを目的としています。各報告は現状の記録や分析であり、過去の担当者や関係者の責任を問うものではありません。

参考文献

金山喜昭編 (2023) 『博物館とコレクション管理』(増補改訂版) 雄山閣

金山喜昭編 (2025) 『改正博物館法で博物館はようになる』 同成社

Museums Association (2025) *Code of Ethics 2025*

(<https://www.museumsassociation.org/campaigns/ethics/code-of-ethics/>) (2026年1月10日閲覧)

「博物館の社会的責任とコレクション管理の倫理」

日本博物館協会 半田昌之

1. コレクション管理の課題と博物館法制度の現状

コレクション管理の課題を解決するために博物館法制度が果たすべき役割は大きいとされる一方で、制度が有効に機能していない課題も残されている。

2023年4月に施行された改正博物館法は、登録博物館の再登録申請手続きのために設けられた5年間の経過措置期間を設けている。期限は2028年3月31日で、現在は後半期に入っている。改正前の2021年に実施された社会教育調査によると、全国の登録博物館数は911、博物館相当施設（改正法以降の指定施設）が395で、博物館法に則る施設数は1,306となり、博物館類似施設4,465を合わせた博物館数は5,771となっている。法改正後の2024年に実施され同調査は、現在中間報告が公開されている。それによれば、登録博物館数は969、指定施設は375で、合計は1,344となった。登録博物館が58施設増加し、指定施設は20減少している。類似施設は4,422、博物館の総数は5,766で、前回調査から5施設減少している。ちょうど法律改正とコロナ禍の期間をまたぐ2回の調査データは、単純に比較することは難しいが、登録博物館の数が増え指定施設の数が増えているのは、改正法の施行後に指定施設から登録博物館になった施設が増えたことを示していると考えられる。また、博物館法に則る施設の数も38増えていることも法改正後の状況としては歓迎すべき状況と言えよう。

しかし、全体を俯瞰すれば、日本に存在する博物館の総数に占める博物館法上の博物館の割合は、23.3%と依然として低く、コレクション管理のあり方が博物館界全体の重要な課題となっている現状において、その解決への道筋を阻害する大きな要因となっていることが懸念される。

この課題の渦中にある奈良県立民俗博物館についても、法律上は登録博物館でも指定施設でもなく、1974年の開館以来ずっと類似施設として運営されている。こうした県立レベルの博物館でも法的な位置付けがない施設も少なくなく、特に市町村立の歴史系の施設に多く見られる。博物館の運営に責任を持つべき設置者が、自らが作った博物館をしっかりと法制度の下に置き、自治体の文化行政との連携を図りながら、利用者のニーズに応え得る施設として運営することで、コレクション管理に対する議論も開かれたものとなり、持続可能な将来に向けた知恵も生まれることが期待できる。

改めて、「法律のないところに行政は届かない」ことをしっかりと認識する必要がある。

ちなみに、2025年12月24日の時点で、登録事務を担う自治体から報告あった登録博物館と指定施設の承認件数は340件だった。その内、208件は旧登録博物館の再登録だが、指定施設から登録になった施設が35、類似施設から登録になった施設が45ある。その中には、自治体立以外の株式会社等が設置者の水族館などが17あり、法改正による設置者要件の緩和により登録博物館が増える流れは確認できる。しかし、地域の歴史民俗系博物館については、登録申請が進んでいるとは言い難い。

博物館の設置者、特に地域の公立博物館の設置者である自治体は、是非とも博物館法制度を、運営を縛る制約として捉えるのではなく、課題改善のための武器として活用していただきたい。

2. コレクション管理を取り巻く国際的な動向

コレクション管理は、日本だけでなく世界的な博物館の課題として様々な議論が続けられてきた。

博物館の歴史とともに、その機能において最も重要な要素であるコレクションは、ヨーロッパの博物館が市民に開かれた公共的な役割を担うようになった近代以降、私的所有物や一部の人々のためにあるのではなく、社会全体が共有する未来に受け継ぐべき資産として位置付け、その管理についてのルールの確立に努めてきた。また、こうした博物館の機能が、社会からの信託に基づく重要な業務であるという視点から、博物館に関する職業倫理を厳格に定めた規程の整備を進めている。

ユネスコ（UNESCO＝国際教育科学文化機構）は、これまで博物館に関する国際勧告を2回採択している。1回目は1960年の「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」で、2回目は2015年の「ミュージアムとコレクションの保存活用・その多様性と社会における役割に関する勧告」である。いずれの勧告も、博物館は、社会とすべての人々に開かれた非営利の公共の場であるとした上で、その中心的要素であるコレクションについても、収集の理念と方針・保管の方法・活用に関して、透明性に基づく公開が求められ、すべての人々のコレクション情報へアクセスする権利が保障される体制づくりが進められてきた。2015年の勧告においては、コレクションの活用による博物館の社会への多様な貢献の可能性を示しつつ、活用を基本とするより高度な保管と活用の展開が求められている。

こうした状況の中で、ICOM（国際博物館会議）は、2022年に博物館定義を改訂した。そこでは、コレクションの収集や調査研究、発信といった基本機能は普遍のものとしつつ、社会に開かれ、多様性と持続可能性を育み、倫理的専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティとともに活動し、教育・知識共有のための様々な経験を提供する場であることが示されている。この新たな定義を踏まえ、現在ICOMの倫理規程の改訂が進められている。その最終案に示された博物館に不可欠な要素として、「コレクション」「社会」「専門性」「教育」「ガバナンス」の5つのキーワードが示されている。社会に開かれた透明性と公開性の確保を基盤とするコレクション管理は、国際的に見ても博物館活動を支える諸機能の中核に位置付けられている。

3. 日本の博物館におけるコレクション管理の課題と今後

コレクションを博物館の中核的要素として位置付け、その保管や活用に関する制度の整備に力を入れてきた欧米の動向に対して、日本の博物館の状況を概観するといくつかの課題が見えてくる。

まずは、冒頭で触れた博物館法制度が浸透しないことが課題解決を遅らせている点である。現在分析中の直近の「日本の博物館総合調査」データでは、博物館独自の「目的・使命」を設定している施設は約4割に留まり、「資料の収集、登録・管理、保存等に関する方針」を明文化している博物館は3割強しかない。さらに方針を明文化している博物館を法区分からみると、登録と指定施設が5割程度である一方で、類似施設では2割強という割合で、法の枠外にある博物館で、コレクション管理の制度整備が遅れている実態が見て取れる。申請主義を基本とする日本の博物館登録制度の拡充を図るためには設置者の意識改革が欠かせないことを改めて強調しておきたい。

その上で、今回の改正法を踏まえ、法の第8条に規定されている「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正が最終段階にある。現在パブリックコメントが終了した時点での現案には、資料の収集、保管等に係る第6条2項に、「博物館は、博物館資料の将来的な充実及び発展的な活用に向け、寄贈、寄託、借用、購入等による資料の充実や、資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた資料管理の在り方について検討するよう努めるものとする。」という条文案が新設され、「廃棄」という用語を使うことの是非についての議論も起こっており、今後への課題も見て取れる。

こうした動きの背景には、先に紹介したコレクション管理をめぐるユネスコ勧告や、ICOMの博物館定義の改訂等の国際的動向が影響していることは言うまでもない。我が国の博物館のあり方を規定する博物館法と、現場の運営が目指すべき指針としての「望ましい基準」と、それら諸規定の参照対象としての国際的な組織の勧告や定義、倫理規程が、有機的に連関しながら、日本における博物館制度のあり方が議論される場が作られ、そこでの議論を深めていくことは、これからの日本の博物館におけるコレクション管理の課題解決にとって欠かせない重要なポイントと言えよう。

さらに、現在ICOMが進めている博物館の倫理規程の改訂作業の進行に連動して、2012年に日本博物館協会が制定した「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」の改訂を進める必要がある。

博物館におけるコレクション管理の課題解決に向けては、基盤となる法制度の拡充、博物館コレクションの価値の社会との共有、その保管と活用を担う博物館を支える関係者の倫理規程の確立と実装が求められている。

有形の民俗資料（民具）の保存・継承

—自治体によるコレクション管理の現状と今後の展望—

今石みぎわ（東京文化財研究所）

はじめに

地域縮小の時代にあって、博物館・資料館がその使命を持続的に果たすために、適切なコレクション管理体制の構築が必要であることは論を待たない。そのための「基準」を整備する意義は大きいものの、その際には資料ジャンルごとの特性や現場が抱える構造的課題に丁寧な目を配り、そのあり方を慎重に検討していく必要がある。本発表では民俗資料に着目し、その特質と現存する課題を整理した上で、民俗資料を含むよりよいコレクション管理の在り方について検討を加えたい。

1. 民俗資料の特質と課題

収集経緯の特徴：地域社会による「内発的収集」 民俗資料コレクションの多くは、昭和40年代以降に全国各地で熱心に繰り広げられた民具収集運動を契機として形成されたものである。これは、高度経済成長期に急速な社会構造や生活様式の変化が進むなか、地域の文化が失われることへの焦燥感・喪失感から、地域の篤志家や住民、教育者、自治体等を中心に展開された、内発的な収集運動であった。そこには、自らの地域の歩みを次世代に伝え、よりよい地域を作っていくという個人や地域社会の願いが濃厚に込められている。同様の性質は、資料館等に個別に寄贈された民俗資料にも等しく備わっていると考えてよい。こうして地域住民が主体的に収集にコミットするという形成過程は、他の資料群にはない民俗資料の大きな特質と言える。

つまり民俗資料を扱うことは、地域社会が託した記憶や期待を扱うことと不可分であり、他資料以上に寄贈者（地域社会）への説明責任と透明性が求められると言える。

価値づけの特徴：比較による後発的評価 絵画や彫刻などの美術工芸品が原則として価値判断を経た上で収集されるのに対し、民俗資料は「生活とその推移を示すかどうか」が評価の基準となる。このことは次の2点を示唆する。

① **群として収集する必要性** 民俗資料によって明らかにしたい「暮らし」はそもそも多数の道具の相関によって成り立つため、単品ではなく「群」として資料を収集する必要がある。また地域性や時代性、その多様性、あるいは特徴や典型を把握（＝価値づけ）するためには、一地域だけでなく、全国各地で幅広く同様の資料群が収集されていることが不可欠である。すなわち「同種のものが多い」「点数が多い」ことは民俗資料の宿命とも言える。

② **比較による価値の発見** 民俗資料の価値は、収集時には必ずしも自明ではなく、収集後に整理し、比較・研究することで初めて「見出す」ことができる。特定の地域や道具の固有性・特徴は、異なる地域・時代の資料群との広域的な比較の中でこそ浮かび上がるからである。

このように民俗資料を位置づけるためには、本来、収集→整理→比較→価値づけというステップを踏む必要があるが、多くの資料は価値づけが未了のまま保存・管理されているのが現実である。それは収集が多くの場合、緊急的・レスキュー的に行われ、量の確保が優先された歴史的経緯があったこと、専門知識に基づく広域的な比較を可能にする人材的・時間的な余裕が乏しかったことなどによるものである。求められるのは、収集以降の手続きの遅れを現場の努力不足として断罪する

ことではなく、民俗資料コレクションに特有の成立過程がもたらす構造的課題として正しく把握し、そこから今後の管理方針を再構築していく視点であろう。

管理体制における特徴：非専門職による管理という構造的課題 民俗資料を収蔵する施設の多くは1970～90年代に建設された小規模な民俗資料館等である。専門職不在の施設が少なくないうえ、老朽化や財政難による閉館・休館も増えているのが現状である。さらには公民館や廃校・倉庫・個人宅など資料館以外の施設に保管されている資料もかなりの数にのぼると考えられる。専門的な判断が介入しづらいこうした環境では、価値があるかないかすら判らない資料が、暗黙裡に一括廃棄される危険性が非常に高くなっている。

2. 民俗資料のコレクション管理におけるあるべき方向性とは

廃棄をめぐる問題は、収蔵庫満杯問題といった物理的課題だけでなく、判断主体や責任の所在が明確に位置づけられていないといった制度上の課題や、民俗資料の価値や可能性が社会的に十分認識されていない社会認識の課題など、様々な課題が複層的に重なることで表出していると言える。

これに対する現実的な対応として、例えば除籍に関する基準や制度を整えることは有用と考えられる。ただし、「国」が廃棄の基準を具体的に提示することは、現場の多様性を踏まえるとむしろ不適切であろう。とりわけ、専門職が存在する博物館であれば、資料は「できるだけ捨てない」という原則の下で管理される（と思われる）が、自治体など専門職不在の現場では「できるだけ捨てる」という論理に絡めとられ、基準が安易な廃棄の免罪符として拡大解釈される危険性が非常に高いことは十分に認識する必要がある。特に価値づけされていない資料が多数を占める民俗資料では、そのリスクは一層高い。

一方で、各資料館や自治体において、個別に除籍等に関する基準を整備することは、恣意的・暗黙裡の判断を防ぐためには有効であろう。その際には、廃棄の判断が安易に下されないために、実務上機能する制度的・手続き的な歯止めと、心理的・規範的な歯止めの両方を検討し、明確に提示することが求められる。前者については、判断主体や検討過程、責任の所在を明確にして説明責任を果たすこと、判断に専門家を必ず介在させることなどが考えられる。一方、後者については、資料を取り扱う際の倫理規定（例えば寄贈者や、本来資料を引き継ぐべき将来世代への配慮等）を提示することも有用であろう。特に民俗資料の場合の「寄贈者」は、眼前の地域社会と言い換えてよく、安易な廃棄は地域社会の記憶や歩みを切り捨てることに直結しかねない点は、強調してもよいのではないだろうか。

さらに社会認識の課題に対する対応としては、現場を担う専門外の担当者のために、民俗資料の意義や価値づけのプロセスを整理した基礎的な手引きを再整備することも有効であろう。とりわけ民俗資料の意義は社会的に十分認知されているとは言い難く、こうした手引きや積極的な発信によって、自治体の首長や組織内、あるいは市民の理解を広く得ていくことが求められる。

民俗資料は地域社会の歴史的経験を凝縮した存在であり、同時に、歴史資料や埋蔵文化財なども含めた地域資料全般が抱える課題を先鋭的に体現するものでもある。民俗資料をめぐる議論は、広くコレクション全体の持続可能性を考えるうえで、重要な示唆を提供すると考える。

2026.01.24

法政大学兼任講師 石川貴敏

「収蔵資料の処分の実態とコレクション管理の課題について
ー公立博物館アンケート調査結果よりー」

科学研究費助成事業「博物館収蔵資料の保管と活用に向けた調査研究」では、令和5年2～3月に国内の公立博物館の実態を把握するためにアンケート調査を実施した。

1. 公立博物館アンケート調査について

<回収結果>

- ・調査対象館数 500 館（アンケート調査書類を郵送し、協力を呼び掛けた）
- ・回答館 317 館（すべて有効回答と認めた）
都道府県立：96 館、政令指定都市立：25 館、市立：173 館（政令指定都市立の施設を除く）、区立：4 館（東京特別区の施設）、町立：18 館、村立：1 館
- ・回収率は 63.4%
- ・47 都道府県の公立博物館から回答を得ることができた

2. 収蔵資料の処分に関する調査結果について

・収蔵資料の処分（実施）の有無 n = 314 館

※処分＝廃棄、移管、他館への寄贈、売却、教育資料にまわすなど

1. （行なったことが）ある 105 館（回答全体の 33.4%）
2. （行なったことが）ない 189 館（回答全体の 60.2%）
3. わからない 20 館（回答全体の 6.4%）

・収蔵資料の処分に関する規程の有無 n = 313 館

1. ある 22 館（回答全体の 7.0%）
2. ない 291 館（回答全体の 93.0%）

・収蔵資料の処分を決定する第三者機関の設置 n = 22 館

1. 設けている 3 館（回答全体の 13.6%）
2. 設けていない 19 館（回答全体の 86.4%）

・収蔵資料の処分に関する規程の公開 n = 22 館

1. 公開している 9 館（回答全体の 40.9%）
2. 公開していない 13 館（回答全体の 59.1%）

・収蔵資料の処分に関する規程作成の検討 n = 258 館

1. （検討したことが）ある 36 館（回答全体の 14.0%）
2. （検討したことが）ない 222 館（回答全体の 86.0%）

・収蔵資料の処分に関する規程の必要性（あったほうが良いと思うか）

n = 301 館

1. そう思う 174 館（回答全体の 57.8%）
2. そう思わない 127 館（回答全体の 42.2%）

・設置者などから、収蔵資料の処分について意見されたことがあるか（有無）

n = 306 館

1. （意見されたことが）ある 48 館（回答全体の 15.7%）
2. （意見されたことが）ない 258 館（回答全体の 84.3%）

3. コレクション管理に関する調査結果について

・収蔵資料の登録・管理業務の状況 n = 313 館

※管理業務には、資料・作品のコンディションチェック（劣化していないか）や資料・作品の棚卸し（台帳との突合）を含む

1. 定期的に行なっている 83 館（回答全体の 26.5%）
2. 不定期に行なっている 176 館（回答全体の 56.2%）
3. あまり行なっていない 45 館（回答全体の 14.4%）
4. 行なっていない 9 館（回答全体の 2.9%）

・未整理資料の有無 n = 313 館

1. ある 235 館（回答全体の 75.1%）
2. ない 78 館（回答全体の 24.9%）

・収蔵資料の登録・管理に関する手順の明文化 n = 311 館

1. （明文化）している 75 館（回答全体の 24.1%）
2. （明文化）していない 236 館（回答全体の 75.9%）

・コレクション管理に関する文書の有無 n = 313 館

※コレクション管理に関する文書：

コレクションの取得、受け入れ、登録、目録作成、収蔵管理、公開・活用、処分など、収蔵資料全般について明文化した文書（要綱、要領、方針など）

1. ある（すべてある） 5 館（回答全体の 1.6%）
2. 一部ある 178 館（回答全体の 56.9%）
3. ない 97 館（回答全体の 31.0%）
4. わからない 33 館（回答全体の 10.5%）

・コレクション管理に関する文書による体系的な資料の収集・管理 n = 175 館

1. 行なっている 142 館（回答全体の 81.1%）
2. 行なっていない 33 館（回答全体の 18.9%）

* 「公立博物館アンケート調査結果」（すべての設問に対する回答結果）は別途報告書を作成し公開している

（法政大学資格課程HP内で公開中）https://shikaku.i.hosei.ac.jp/?page_id=29

奈良県立民俗博物館―持続可能な収蔵コレクション管理に向けた取組み―

奈良県立民俗博物館主任学芸員 高橋史弥

1. 奈良県立民俗博物館の状況

1) 基本情報

- ・ 1974 年、開館時県内全域から 7566 点の民俗資料を収集
- ・ 1988 ～ 2000 年、収蔵庫として相次いで合計 5 棟のプレハブ棟を設置
- ・ 2008 年、旧高田東高校を資料仮置き場所として運用開始
- ・ 2014 年、旧郡山土木事務所を資料仮置き場所として運用開始
- ・ 2015 年、老朽化のためプレハブ収蔵庫 3 棟撤去
- ・ 2024 年 7 月、資料整理のために博物館休館

2) 収蔵庫の状況

博物館収蔵庫及びプレハブ棟などは、資料の配架場所を示したものがなかった。資料そのものへの番号の注記がないもの、資料情報を記入したはずのタグがないものも少なくなかった。

旧高田東高校が継続使用不可とされたため、2024 年度中の仮置き資料約 3 千点の移動が求められた。ただ、民俗博物館等に資料を置けるスペースがなく、結果として旧高田東高校の仮置き資料をある程度減らすことになった。そのため、残す資料と除籍する資料を選別するためのランク付けを実施することから着手した。除籍する資料は①破損が見られるもの。②資料に注記や情報を書いたタグがついておらず由来が不明のもの、とした。ただ、この資料削減は中止され、最終的に博物館展示室に移動させて保管することになる。

3) 台帳の状況

1974 年の開館時の資料は、奈良県内の市町村等を通して受け入れている。各市町村の担当者等が台帳のカードを記入しており、市町村別に整理されている。収集した資料の簡略図や写真、寸法、収集場所、収集者、資料の由来など比較的情報量が多いといえる。

博物館開館後に、博物館の活動として収集された資料は、整理番号 K1 ～ K15070 番まで紙の台帳を使用している。これ以後は電子データへの記載に変わる。また、これ以外の収蔵番号が振られたデータも存在する（※Kは奈良県が調査したことを示す）。

紙台帳に記入された内容を、時代順に整理してみると、以下のようになる。

- ① 1974 年の開館直後は、資料名、寄贈者、資料収集場所や、備考に情報が記入され、調査年月日や、写真が貼付されているものもある。調査者の欄には「大和民俗公園建設室」など、組織名が記入される。
- ② K469 あたりから、調査者が個人名として固定され、受入者が明確化する。
- ③ K441 から写真が貼付されなくなり、K487 から資料の簡略図が挿入されはじめる。
- ④ K491（1975 年 2 月 23 日調査）からは、使用目的のほか、使用方法、使用年代、備考欄に詳細な記録が現れる。寸法は簡略図に書かれることもある。
- ⑤ K1156 から、写真が貼付される。ただ、写真が使用されると、資料情報の欠如が目立つようになる。写真への圧倒的な信頼感が出てしまったと考えられる。
- ⑥ K1701 から資料用途の分類番号の記入がはじまる。以後、ほぼ全てに付けられている。

- ⑦K2213から調査年月日の記入が消える。
- ⑧K3000番台から写真の貼付が徐々に少なくなり、K5399からは貼付がなくなる。
- ⑨K5749から調査者氏名の記入がなくなる。K6268から再度記入されるようになる。
- ⑩K9436から写真の記録が戻る。
- ⑪ K13021 からパソコン上で入力したものを印刷した台帳になる。調査者の欄は「民博」と記入されるだけになり、個人名の記入はなくなる。

2. 資料の整理

1) 整理作業

収蔵庫内の収蔵品の所在地を正確に把握するために、収蔵棚に番号を振ることから始めた。既存の台帳は、資料の情報が不十分なものが多かったこと、資料に収蔵番号として様々な記号や番号が振られて、解読だけでも相当な時間を要する状況だったことから、既存の台帳の情報を使って収蔵資料を探し、情報を加えていくことは難しいと判断した。そこで、資料には新しく1番から番号を付け直して、簡易な整理台帳を Excel 上で作成していくこととした。記載情報は収蔵棚、旧番号、資料名、寄贈者、収集地、寸法である。

資料の整理は、学芸員が整理計画考案や実際の作業を実施。事務を担当する会計年度任用職員にも、作業の手伝いを依頼している。ほかに、館長（事務職）が既存の台帳と電子データ等との整合性をとる作業を実施するなど、館員総出で取り組んでいる。

資料整理にあたり、既存の台帳は、収蔵庫内の資料のタグがはずれていても、資料そのものに注記がある場合に、その番号から寄贈者や収集地を特定するため等に活用している。

2) 整理の協力

2024 年度から京都芸術大学と奈良大学による、調査や整理のボランティアが始まった。京都芸術大学は踏み車、唐箕の調査により、資料情報を補足する調査カードを作成した。

奈良大学は博物館収蔵庫に入り、資料整理を実施している。この資料整理は、資料のクリーニング、写真撮影。新しい台帳作りのため資料情報の転記、資料情報のないものは新しく情報を入力。散乱した資料の整理や棚のスペースの再検討などである。奈良大学は 2025 年度も継続して実施しており、同年度には、旅費予算を確保することができた。

3. 持続可能な博物館運営のために

1) 資料の選択

除籍は、著しい破損がある資料、虫害等で他の資料に悪影響を与える資料は除籍することを検討している。それ以外は、その方法も含めて検討中である。

2) 持続可能な博物館運営のために展示室を収蔵庫化する計画

民俗博物館では、現在の展示室を収蔵庫化することで、持続可能な運営を目指す計画を検討している。その中で、収蔵展示スペースや、入れ替え展示スペースを設置し、日の目を見なかった資料の展示を循環させ、死蔵資料を減らすことの検討もしている。

ほかにも、博物館内での展示は限られるため、出張展示による教育普及活動にも重点を置いていく予定である。

民俗資料の廃棄保留と博物館の説明責任—山梨県立博物館の事例から—

山梨県立博物館 学芸員 丸尾依子

1. 「山梨県教育委員会収集資料」と資料にまつわる諸問題

(1). 資料の概要

山梨県教委が、1970(昭和45)年頃の県立博物館構想の中で収集した民俗資料。2002～2009(平成14～21)年に、山梨県立博物館の収蔵資料とするため再整理や資料選定を行った。

1970(昭和45)年頃 県教委により資料収集 ※この後2002年までに保管場所を2回移転

2002(平成14)年 県教委学術文化財課博物館建設室により台帳再作成(2004年終了)

2005(平成17)年 252点を選び、県立博物館収蔵庫に輸送、収蔵(第一次選定)

2008(平成20)年 資料保管場所を再移転(第三次移転)、資料の選定実施(第二次選定)

2009(平成21)年 外部収蔵庫(県埋蔵文化財センター管理)に移転(第四次移転)

2025(令和7)年 上記収蔵庫に保管中

(2). 資料にまつわる諸問題

○行政手続的・物理的な問題

問題は次の3点である。①台帳紛失(2002:平成14年時点)により、資料群の全体像が不明、かつ来歴不明資料が多数、かつ県の備品台帳に未登録だったこと、②複数回移動による破損資料が多数あったこと、③すべてを保管できる専用の収蔵スペースを得られないこと。

○民俗資料の「価値」に対する理解不足や誤解—再整理作業を通じた雑感—

例えば、専門家不在のまま資料整理作業(業務委託)が進行し、資料の状態確認や内容の調査がないままリスト化が進んでいったこと、同定できなかつたり、破損したりした資料が廃棄されそうになっていたこと、取り扱いが不適切であるために破損が起こったことなどが挙げられる。また、保管場所の検討の際にも、その環境に対する配慮があったとは言い難い。

2. 第四次移転にともなう第二次選定の実施—資料のランク付け—

第四次移転において、割り当てられた保管スペース(博物館収蔵庫・外部収蔵庫)に収めるために、資料廃棄の可能性を含む選定(ランク付け)をせざるを得なくなった。

(1). 選定基準と作業内容

○選定基準

- A ランク ①山梨の生業や文化を知るうえで欠くことのできない民俗資料
②博物館所蔵資料と合わせることで一連の民俗事象を語ることができる資料
③収集が難しい資料(繊維、信仰関係、諸職関係 等)
- B ランク ①博物館の体験学習事業に資するもの
②山梨の民俗研究の参考となる資料
- C ランク 上記に該当しない資料

○作業内容

- ・博物館の民俗担当学芸員と、外部の民俗資料の専門家が資料を実見しながら協議して選定。

- ・ A/B ランクのうち一部は博物館収蔵庫へ、他は外部収蔵庫へ。C ランクは廃棄を検討。
- ・ A ランク…459 点、B ランク…123 点、AorB…35 点、C ランク…447 点
- ・ C ランク資料の廃棄は、結果的に保留となった。

(2). 廃棄保留の背景

○資料情報委員会（資料収集に関する諮問機関）からの指摘

- ・ 県博建設に対する思いや、建設運動が繰り返されてきたことを示す（歴史資料の一部）
- ・ 収集した人たちの思いがあるから廃棄しないでほしい（感情論）

○手続き上の問題

- ・ 備品登録されておらず、廃棄の予算化が不可能
- ・ 寄贈者に対し廃棄の説明が困難。所蔵者の特定・連絡先が不明、合意が得られない可能性

3. 博物館の民俗資料に対する理解促進のために—C ランク資料の廃棄保留のその後—

○再調査による資料群化と参考資料・体験的活用の実施

A/B ランクとした資料の調査研究や修復事業を行うなかで、C ランクとした資料に A/B ランク資料の部品や関連資料が含まれていることが判明した。破損により部品が離脱していたり、来歴不明であったり、著しい汚損があったりして、選定の際に C ランクとしていたものである。また、普及事業において道具を体験的に使用できないか、という職員からの要望を受け、破損した資料に修繕を加えて体験用に再利用した事例もある。そのほか、破損しているために内部構造や断面、部品の把握に活用できた資料もあった。結果的にはあるが、山梨県博の内部では、廃棄保留は有益な選択だったと理解された。

○民俗資料の特性と理解促進

民俗資料の価値は調査研究や展示によりつくられる。複数収集することによって理解が進む資料もある。収集時だけでなく収集後にも継続的な調査研究を行い、資料や情報同士を関連付け、目に見える形にしていくことが収蔵品全体の価値を高め、理解を得ることにつながる。自館の調査研究に閉じることなく、広域の比較研究の俎上に載せていく試みも必要である。

民俗資料は優品主義の収集ではない。だからこそ、時間軸や地域差あるいは道具同士の関連性などをさまざまな角度から分析し資料群として解釈する必要がある。そうした研究を博物館活動のなかで継続的に行うことにより、価値を高めていく資料である。民俗学や民俗担当者自身は、そのことについてどれほど言葉を尽くして説明し、博物館活動を通じて訴えてきたのだろうか。来館者や行政職員に対してだけではない。同じ学芸員でも分野が違えば資料に対する考え方は異なる。まずは博物館内部から、民俗資料の特性に対する理解を深める必要があったのではないか。

○現実への対応として

時間と人員、収蔵場所が有限であるという現実には差し迫った課題であり、一朝一夕に解決されるわけではない。廃棄や除籍の検討が避けられないならば、再調査のための保留期間を設定することや、可能な限り一式・一括の収集にする収集方針に定めることは必要であろう。収集時に、廃棄や除籍の可能性について所蔵者に伝えることも必要かもしれない。

「氷見市立博物館—収蔵庫問題解決への取組み—」

大野 究（氷見市立博物館）

1. 氷見市の概要

富山県の西北部に位置し、能登半島の付け根東側にあたる。

人口は約4万1千人、面積は約230 km²、富山湾に面した海岸線は約20 km。

昭和27年から同29年にかけて、旧氷見郡1町17村が合併し、現在に至る。

“ひみ寒ぶり”に代表される漁業の街として知られる。

2. 博物館の概要

昭和57年（1982）に開館、考古・歴史・民俗主体、郷土関係美術作品も収蔵する。

教育文化センター1階と2階を図書館と折半、博物館総床面積1,818 m²。

常設展示室576 m²、特別展示室110 m²、第一収蔵庫60 m²、第二収蔵庫104 m²。

収蔵庫は2階、荷物用エレベーターがあるが、大型資料は持ち込めない。

そのため準備室段階に使用していた旧技能学校校舎を継続して使用する。

考古担当学芸員が埋蔵文化財業務を兼務し、出土資料も旧技能学校に収蔵する。

3. 収蔵資料のさらなる増加

平成15年（2003）に木造和船の研究と収集のきっかけとなる鞍川D遺跡発掘調査。

これ以降、木造和船や漁撈用具の収集が本格化、旧技能学校に持ち込む。

平成18年（2006）に和船建造技術を後世に伝える会から、富山県内漁業関連資料442点の寄託を受ける。これらは富山県が日本海ミュージアム構想で収集した資料を引き継いだもので、平成26年（2014）当館に寄贈となる。

通常の資料収集も継続しており、旧技能学校の満杯問題が次第に浮上する。

4. 新たな館外収蔵施設の模索

平成22年（2020）、市当局から旧技能学校の解体を打診される

旧技能学校は老朽化の問題もあり、これ以前から統合によって閉校となる小中学校が生じるたびに、収蔵施設としての使用を交渉してきたが、校舎の使用は許可されても、体育館の使用がなかなか認められなかった。ようやく平成23年（2011）、前年度で閉校になった旧女良小学校の校舎と体育館を、博物館が使用することを認められる。

5. 氷見市文化財センターの開設

平成24年（2012）、引っ越し作業を行うにあたり、館蔵資料の見直しを行う。

平成25年（2013）、旧女良小学校を氷見市文化財センターとして開設する。

同センターを拠点として、漁業関係資料の再整理に着手する。

平成 27 年（2015）3 月 2 日、漁業関係資料 2,853 点をとりとまとめたものが、「氷見及び周辺地域の漁撈用具」として国登録有形民俗文化財になる。

6. 文化財センターの一般公開

当初は、国際博物館の日や市政バスなどに対応して特別公開を実施した。

平成 27 年度（2015）から定期的に一般公開日を設ける（年 9～10 回）。

公開日前日午前と当日は、シルバー人材センター作業員 3 名が清掃や資料整理補助業務を行う。当日は学芸員 3 名が整理作業を行いながら、随時見学者に解説を行う。

また、本館を中核館とする氷見市地域回想法事業実行委員会が、平成 28～29 年度文化庁「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」、平成 30 年度文化庁「地域と共動した美術館・歴史博物館創造活動支援事業」の補助金を受け、「漁撈用具を活かした「海の回想法」プログラム（活用）事業」を実施し、その中で 1/2 スケールのドブネを船大工に建造してもらい、文化財センターで収蔵・公開している。

7. まとめ

ア. 館外収蔵施設確保から生じたこと

開館当初から収蔵庫問題があり、館外の収蔵施設を使用していたが、施設の老朽化と満杯問題を受けて、新たな収蔵施設を確保した（ただし、本館から 11 km）。

引っ越し作業を通して、収蔵資料の見直しを行った。その上で、開館以来さまざまな経緯で収集してきた資料の中から、まず漁業関連資料の再分類・再整理を行い、結果的にこれらを国登録有形文化財にすることができた。これを受けて資料の永続的な保存、市民への周知、積極的な公開への道が開けた。

イ. 館外収蔵施設公開で得られること

定期的に館外収蔵施設を公開する機会を設けることで、施設の管理、資料の点検を行うことができる。

また、資料解説を通して、学芸員と市民が直接対話できる。

ウ. 今後の課題

さらに漁業以外の資料を含めて民具の再整理を進めることで、今後必要な（収集すべき）資料が明確になるのではないかとと思われる。ただし近年民具の収集にあたってはモノ情報のみで、コト情報が欠落することが多い。この点については、過去に収集した資料と組み合わせることである程度補えるのではないかと考えたい。

今年度から博物館が担当課として、文化財保存活用地域計画の策定に着手している。同計画との整合性を図りつつ、館蔵資料の位置づけを行い、保存活用を目指したい。

地域のコミュニティとの連携と協働
—都留市尾県郷土資料館での実践から—

法政大学キャリアデザイン学部
森屋 雅幸

1. はじめに

全国の地域博物館の中には地域のコミュニティと行政が密接に連携と協働をしながら運営されている事例が確認できる。山梨県都留市に所在する尾県郷土資料館^{おがた}もひとつの事例である。本発表では、尾県郷土資料館の資料の収集、整理、保管にどのように地域のコミュニティが関与してきたのか、また今後のコレクション管理にいかに取り組んでいくのか、その歴史と展望について報告する。

2. 尾県郷土資料館の成立

2-1. 尾県学校の開校と保存までの経緯

(1) 尾県学校の開校までの経緯

1875(明治8)年12月18日付で学校の左官工事の請負証文が残されていることから、少なくともこの時期には工事に取り掛かっていることがわかる。1878(明治11)年5月5日に開校した。

(2) 尾県学校の開校から廃校まで

1941(昭和16)年に禾生尋常高等小学校に統合され、廃校になった。

新校舎は1946(昭和21)年3月16日に火災で全焼したため、校舎復旧までの間、1949(昭和24)年まで臨時的に旧校舎である尾県学校を利用した。この時点で完全に学校としての利用は停止した。

(3) 尾県学校の廃校後の動向

1951(昭和26)年の小形山区の集会で学校の維持管理が決定した。昭和30年代には老朽化により取壊しの話や売却の話も出たが、婦人会や卒業生の中で反対もあり、取り壊しを免れる。

(4) 旧尾県学校の保存

1967(昭和42)年に市文化財審議会より文化財指定の話があったのを契機に校舎保存に向け市関係者と地元の学校卒業生からなる「小形山学校保存会」が発足した。1970(昭和45)年に都留市第1号の都留市有形文化財に指定、1973(昭和48)年に400万円をかけて復元工事を実施した。

2-2. 民俗資料館の開館と教育資料館へのリニューアル

1973(昭和48)年に民俗資料館として開館、1975(昭和50)年に山梨県有形文化財に指定された。開館後、資料館が雑然としてしまい、1979(昭和54)年には都留文科大学の敷地へ移築する話も出たが、井上敏雄氏をはじめとした地域住民が反対した。こうした事態を憂慮した井上氏が都留市教育委員会へ資料館の活用について相談したことから、かいじ国体開催の1986(昭和61)年を機に教育資料館としてリニューアルすることになった。1985(昭和60)年にリニューアル作業を実施し、1986(昭和61)年5月26日に開館した。

2-3. 尾県郷土資料館の運営と協力会

現在は都留市が所管し、任意団体である尾県郷土資料館協力会(以下、協力会)の会員4人に管理人を委託して運営する。1986(昭和61)年に井上敏雄氏ら、リニューアル作業に携った住民を中心に24人で発足した。現在の会員数は61人である(2025(令和7)年4月現在)。

3. 尾県郷土資料館の教育関連資料コレクションの形成

3-1. 地域住民による資料の収集

リニューアル作業に際して、住民の井上敏雄氏、井上明子氏、平井秀子氏、平井貢氏、堀内かつみ氏の5人で小形山地内の教育関連資料と当地の名産であった絹織物「甲斐絹」などの収集と整理を実施した。資料は井上敏雄氏が1軒、1軒回って、事情を説明して収集し、分類・整理は5人で実施した。

3-2. コレクションの概要と現状

資料台帳上、資料点数は2,673点である。資料は学校資料(教科書、卒業証書、教材など)、織物、玩具、古文書、写真、文具、民具、絵画に分類され、台帳には資料名、年代、寄贈者が記録されている。それぞれの割合は学校資料が53%で約半数を占める。資料の年代は明治期が25%、次いで昭和期が23%、大正期が22%、江戸期が3%を占め、残りは年代不明である。寄贈者はほぼ小形山住民で占められる。現状は尾県郷土資料館で資料の収集はしておらず、本館的な位置付けとなるミュージアム都留で実施している。資料の保管は事務室内のキャビネットを使用していた。2026(令和8)年度のミュージアム都留の資料の燻蒸に合わせて、尾県郷土資料館の資料も燻蒸することになった。

3-3. コレクション管理の今後の展望

2019(令和元)年度に尾県郷土資料館で耐震補強検討調査の結果にもとづき、都留市教育委員会では耐震補強工事に向けた基本設計の作成を予定している。耐震補強工事が実現した暁には市教育委員会と協力会で現在の展示を点検し、展示をリニューアルすることも検討されている。

収集された資料の資料カードは未作成であるため、2022(令和4)年度に市教育委員会と協力会とで資料整理に向けて打合せたものの、コロナ禍や担当の入れ替えなどに伴い、資料整理は実現していない。2026(令和8)年度の燻蒸後に改めて両者で資料整理を進めていくことを展望している。

4. おわりに

今後、都留市教育委員会ではミュージアム都留の資料の管理方針の作成を計画しており、この方針に合わせて尾県郷土資料館の資料の管理方針も検討することを予定している。なお、協力会には当時の寄贈者の関係者が多く占める現状からも、この検討には協力会も参加し、市教育委員会が協力会と連携と協働を図りながらコレクションを管理していくことを両者は望んでいる。

5. 参考文献

井上敏雄『ふるさと小形山』ぎょうせい、1990年

森屋雅幸『地域文化財の保存・活用とコミュニティ—山梨県の擬洋風建築を中心に—』岩田書院、2018年